

用地等を含め一律でありましたが、改正では住宅用地、法人非住宅用地、個人非住宅用地等に区分され、上昇率の区分及び負担調整率も法人非住宅用地を除いては税負担の増加が急激なものとならないよう配慮された改正となっております。

附則第十五条は農地に対して課する固定資産税の特例の改正で、適用期間の延長をしようとするものであります。

附則第十五条の四第一項は既適用市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例の改正で、適用期間の延長をするための改正であります。

次に附則第十五条の五第一項中及び第二項第二号の改正と、同条に十項を加える改正は、長期営農継続農地制度が平成三年度限りで廃止されることに伴い、適用期限を平成三年度までとするための規定の改正で、追加される十項については本制度の廃止に伴い読替え規定を定めようとするものでございます。

附則第十八条の二の二、第一項は特別土地保有税の保有分にかかわる税額は、特別土地保有税額から固定資産税額を控除することになっておりますが、改正前は住宅用地のみこの適用が除外されておりました。が、住宅用地のほかにも適用除外となるものが加わったために改めるものでございます。

次に附則第十八条の二の三の第一項については、所有期間が十年を超える土地についても、土地に対して課する特別土地保有税が課されることに伴い、平成三年度から平成十二年度までの各年度の末日の属する年の一月一日において同一の者が所有する土地のうち、その者が昭和六十一年一月一日以後取得した土地の合計面積が千平方メートル以上である土地に対しては特別土地保有税を課することとするための改正であります。第二項は平成三年度から平成十二年度までの各年度の初日の属する年の七月一日、または各年度の末日の属する年の一月一日において同一の者が当該基準日前一年以内に取得した土地の面積が千平方メートル以上である土地の取得に対しては特別土地保有税を課することとするための改正であります。第三項は前二項の規定により、特別土地保有税を課する場合の規定の適用を改めるようとするためのものでございます。

次に附則第十八条の二の四、第一項は三百三十平方メートル以上の土地に対して課される特別土地保有

税の規定で、遊休土地に対して課される特別土地保有税に関する規定、並びに前条の規定の適用を受けて、当該年度分の特別土地保有税の課される土地については適用除外とするための規定でございます。第二項は前項の規定により特別土地保有税を課するための準用規定で、三項は引用条文の変更に伴うものであります。

次に附則第二十一条の二の改正は、一定のミニカーにかかわる特例による減額をしていたもの、及び自動車排出ガス規制に適合する軽自動車にかかわる税率の特例措置が廃止されたことによるものであり、電気自動車については適用期間の延長をするものでございます。

次に別表の改正は市民税の所得割の税率の適用区分の改正に伴いまして、別表の退職所得にかかわる市民税の特別徴収税額表を改めようとするものでございます。

次に附則といたしまして、第一条は本条例の施行日は平成三年四月一日からとすることを定め、第二条例においては、本条例の改正に伴い、個人の市民税に関する経過措置について、五項にわたって定めようとするものでございます。第三条は固定資産税に関する経過措置について、二項にわたって定めようとするものでございます。第四条につきましては軽自動車に関する経過措置について定め、第五条については特別土地保有税について二項にわたって定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審議賜りまして原案のとおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 何点かお聞きしたいと思います。

一つは個人の市民税に関して、所得割、均等割の非課税限度額の引き上げが行われる。それから所得割の税率の適用区分の見直しということで百二十万円が百六十万円に、五百万円が五百五十万円にということになりましたが、これにかかります減税分というのはいくらになるでしょうか。そのおよその金額。それともう一方では、一定のベースアップが当然あるわけですから、ささやかな減税を上回るような形

での増税になるのではないかと思いますけれども、ベースアップを考慮して考えた場合には、どの程度の、私は増税になってしまおうのではないかと思います。どのくらいになるのか。国の関係では差し引きすれば増税になると思いますが、福生市はどうなのでしょう。

それから固定資産税に関係する部分ですが、私どもは固定資産税の凍結ということ要望として持っていたわけですが、凍結というふうにはならなかったわけですね。一つは評価替えによる最高の上昇率、最低の上昇率、平均的な上昇率がいくらかだったのか。

またこれに關しまして上昇率がわかるわけですから、すぐ出てくると思いますが、凍結したと仮定した場合との上昇率と固定資産税による増税分、現時点でどのくらい固定資産税の評価替えによって増税になってしまおうのか、そのへんの金額を教えてくださいたいと思います。

○企画財政部長（野沢久人君）　まず、固定資産税の引き上げに伴います減額が個人住民税に關してどのくらいになるのかということですが、いろいろな部分があるいろいろなふうな錯綜して入っていますが、所得割の部分について申し上げますと、減額の総額は三億円という形で見込んでおります。ベースアップ等を考慮してということですが、三億円という形で減税をした場合の総体のパーセンテージで見ますと、九・八％ほどの率になりますが、実質上は所得割で二・五％ほど伸びております。七千七百六十二万五千円はど伸びたという形で見込んでおりますので、実質的には三億七千七百六十二万五千円というのが総体の伸びでございます。そのうちから三億円減税されて七千七百六十二万五千円が残るという見方をしていただけだと思います。

それから固定資産税の關係の上昇率の最高ということでございます。基準値の上昇率の最高は三・三・二％になります。標準値の平均では二・一・三％になりました。最低の上昇率というのは出しておりません。まことに申し訳ございませんが、凍結した場合の額というところについてはいま数字の手持ちがございません。取りあえず今回の固定資産税の評価替えに伴います増は五・一％、四千八百万円ほどの数字を出しております。したがって同じという形でいきますと、平成二年度の当初との關係でいけば四千八百万円が今回の評価替えによる上昇ということになりますので、その分が前年度と同じであれば減っている

という形で押さえていただいて結構かと思ひます。

○十一番（松山　清議員）　数字的なものはわかりました。

そうしますと、個人の市民税は減税があつてもベースアップ等があつて、差し引きすれば全体としては七千七百六十万円の増、固定資産税の方については評価替えが行われて負担調整率等が変更があつて、それなりに緩和がされましても四千五百万円の増という数字になると思ひます。結局減税が多少実施されましても、合わせますと数字の上では一億二千万円なにかの増という形で現時点ではなつてしまふだろうと思ひます。そういう点では減税は減税で大いに結構ですが、それを上回るような形のベースアップや評価替えがあつて、結果的には増税になつてしまふという意味では、きわめて不十分な内容だろうと思ひます。今回あえて討論はいたしません。この案件につきましては私どもは反対だということだけ述べさせていただきます。

○議長（赤星行人君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより報告第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）　御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君）　起立多数と認めます。よつて報告第一号については、原案のとおり承認されました。

○議長（赤星行人君） 日程第九 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、報告第二号 専決処分の承認を求めることについての御説明申し上げます。

先ほどの福生市税賦課徴収条例の一部改正で申し上げましたとおり、本条例改正についても議会にお諮りする暇がございませんでしたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十日付けをもって福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたので、御報告申し上げます、御承認いただこうとするものでございます。

それではお手元の条例第二十号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の内容についての説明を申し上げます。まず、第一条は規定上の整備であります。

次に附則第二項は、平成三年度固定資産の評価替えに伴う負担調整措置、及び適用期間等の改正で、本改正に伴う負担調整期間は、改正前昭和六十三年から平成二年度までを、平成三年度から平成五年度までに延長しようとするものであります。また、負担調整措置については、いままでの上昇率の区分及び負担調整率が住宅用地等を含め一律でありましたが、改正では住宅用地、法人非住宅用地、個人非住宅用地等に区分され、上昇率の区分及び負担調整率も法人非住宅用地を除いては、税負担の増加が急激なものとならないよう配慮された改正となっております。

次に附則第三項中、昭和六十三年から平成二年度までを、平成三年度から平成五年度までに規定を改めようとするもので、これは農地に対して課する都市計画税の特例で、適用期間の延長をしようとするものでございます。

次に附則第五項中、昭和六十三年から平成二年度分までを、平成三年度分に規定を改めようとするもので、これは既適用市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例の改正で適用期間の延長をしようとするものでございます。

するものでございます。

附則第六項の改正は規定上の整備であります。附則といたしまして、本条例は施行日を平成三年四月一日からとすること、第二項については、本条例の改正に伴う経過措置について定めようとするものでございます。

以上大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 都市計画税についても先ほどの固定資産税と共通な点があるわけですから。評価替えによって都市計画税の増税分はいくらになりましたでしょうか。

○企画財政部長（野沢久人君） 御存知のように都市計画税につきましては税率は百分の〇・二八を〇・二五に下げたということでございまして、税率の引き下げによります減額分は六千六百万円という数字になっております。

（「評価替えは」と呼ぶ者あり）

○企画財政部長（野沢久人君） 実は申し訳ないのですが、個別の数字についてはいま電算処理をしていますが、その最終の数字が出ていませんので、きょうの段階では申し上げられないところがありますので、お願いいたします。

○十一番（松山 清君） そうしますと、こういうことになりますね。市独自で〇・二八から〇・二五にして六千六百万円は減税せざるを得なかったという状況が一つあります。評価替えによる増税分があるというところからこういう問題が出てきたわけですが、細かい数字はとにかくとして、評価替えによる増税分と市独自で〇・二八から〇・二五に下げた減税分を差し引きすれば、増税になるだろうか、減税になるだろうか、このへんは全く数字としては出てきませんか。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午後 五時 五十四分 休憩

午後 五時 五十九分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまの松山議員の質問に対する答弁については、保留とし、本日の会議終了までに回答願うことにいたします。

○二十一番（東田正治君） 四月一日から施行という形の専決処分ということですが、これにおいても六十三年から平成二年までを平成三年から平成五年までというふうに書換えがなされているわけですね。そうなりますと、予算書との絡みも出てくると思いますが、条例を出す以上、予算書はどうなっているのか。それから暇がないと言いますが、暇はあるのではないかと。専決処分する問題ではなくて、総務委員会等に当然付託されてもいい問題ではないか。いま聞いていますと、計算も出ていないという感じですね。そうなりますと、そういう考え方が出てくるのですが、その点いかがですか。

○企画財政部長（野沢久人君） 予算の関係でございまずけれども、予算書については、当初予算を編成する段階で、国の方の法律が三月三十日で可決、公布されているわけございまして、それを見越す形で作業はしておりますので、当初予算には反映させていただいております。

それから暇がないという問題に關してですが、御存知のように、こういった法律案を国会で早く決めていただければ、それなりの対応ができて、当然三月定例会で御提案申し上げ、御審議いただくべき性格のものでございまずが、この場合、三月三十一日づけでやと地方税法が改正されたということございまして、審議するとしまずと、三月三十一日に議會を開かせていただくしかないわけございまず。

現在までの税の改正の關係につきましては三月三十一日に議會をお願いするという形ではなくて、その事前の段階で議會審議を含めて手順、内容を御説明申し上げて専決処分をさせていただくという形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○二十一番（東田正治君） 毎年同じような問題が出てきまして、毎年専決処分という形で出てきていると

思います。議員としても、これをいつもこういった状態で了承しているところがありまして、ある程度、そういうところも加味してもらえないだろうかということを考えているわけですが、一応要望しておきます。

○十一番（松山 清君） 先ほどの数字については後ほど回答いただくということにいたしました。いずれにいたしましても、都市計画税の方も固定資産税の評価替えによって金額は定かではありませんが、増税になっているわけです。これは凍結ということとで私たちもつねね要望しておりますが、結果的には評価替えがされてしまったという点も加味しまして、本案については反対だということだけ申し述べておきたいと思ひます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより報告第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立多数と認めます。よって報告第二号については原案のとおり承認されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十 議案第四十号 福生市中学校給食審議会条例を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（教育次長矢崎茂夫君登壇）

○教育次長（矢崎茂夫君） 御指名をいただきましたので、議案第四十号 福生市中学校給食審議会条例に

ついて提案理由の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、福生市中学校給食審議会条例は、平成元年第一回定例会におきまして御可決をいただき、制定されたものでございます。その目的は、過去において中学校の完全給食についての調査、研究をするための学校給食問題研究会を設置し、約二年余にわたりまして調査、研究をしたことがございます。その時点では、中学校の完全給食は当分の間見合わせるということになった経緯がございます。しかしその後十年以上の期間が経過し、社会情勢も変化していることに伴い、中学校給食について見直しをする必要があるのではないかと判断によるものでございます。

教育委員会といたしましては、条例に基づき、平成元年五月二十七日に委員十五名をもって中学校給食審議会を設置し、中学校給食の是非について諮問いたしました。以来一年十一月、延べ二十九回に及ぶ審議会を経て、去る三月二十一日付けをもって答申書をいただきました。したがって、所期の目的が達成されたことに伴い、本条例を御提案申し上げました次第であります。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

また、参考までに答申書の写しを本日議員各位のお手元に届けさせていただきましたので、御参照のほど、よろしく願います。

以上大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 議案第四十号と並びに三十九号に関しましては、四十号で条例についての廃止、三十九号については報酬及び費用弁償にかかわってくる形になっていいます。提案理由の説明でもありましたように、約二年間にわたって審議会が行われてきた。答申書が出てきたわけで、見ることもできますが、この条例の廃止に伴いまして、この二年間で答申が出るまでにかかった経費、それは二つあると思います。一つは三十九号にかかわりますが、いわゆる費用弁償という形で金額があると思います。

これは年度をわたっているものですから、一年度、一年度ということになるかもしれませんが、答申書が出た段階でわかっていると思います。これにかかわる人件費がいくらかかっているかということ、これにかかわる費用弁償がいくらかかるかということをお願いしたいと思います。

○教育次長（矢崎茂夫君） 平成元年五月に審議会を設置したわけでございますが、平成元年度におきましては、委員報酬が百十四万五千円かかっております。それから事務費におきまして、二十万五千二百九十円ということになっております。

なお、平成二年度につきましては、まことに申し訳ありません、私も教育委員会の方にはそういう調べをしていたのですが、手元に持参しておりませんので、予算書で概略を説明させていただきたいと思っております。報酬が百十万円、事務費におきまして十六万一千円となっております。よろしく願います。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。

つまり、平成元年度の方はわかりましたが、平成二年度の方は手元に数字がないのですね。であれば、予算書で説明されても困るので、どのくらい執行されているのですか。予算書は私たちも持っているからわかるわけで、答申に至るまでの平成二年度中の予算でしょう。それは実際にはどのくらい消化していることになるのか。そうではないと、予算だけ聞いてもしょうがないでしょう。現実にはこの答申に至るまで、一体数年でいくらかかって、条例上必要だった金額がいくらかということを知りたい。そういうふうにご答えてもらわないと困るのです。答えられないから答えられないという形で待ちますから。○教育次長（矢崎茂夫君） 非常勤の職員の報酬としては百十万円の予算計上をしました。その中でかぜ等で休まれた方がいたりしましたので、一〇〇％執行には至っておりません。ただし、九五％以上は執行していると思います。ただ、細かい数字については決算を出しておりませんので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○十三番（遠藤洋一君） 要するにこのように聞きたかったわけです。この大事な答申にあたっては、報酬の額で言えば、約二百二十四万円くらいのお金がかかっているということ。事務費的には三十六万六千円くらいのお金がかかっているのだという答弁がほしかったのですが、これについてはいずれにしてもこ

○議長（赤星行人君）　ほかにございませんか。

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十号は原案のとおり可決されました。

本案について提案理由の説明を求めます
(総務部長森田 進吾登壇)

の根拠及び費用弁償に関する条列の一部を改正する条列につきまして、提案理由並びにその内容につきま

審議会の条例を廃止する条例に伴いまして、本条例につきましても改正をいたそうとするものでございま

○す。實六星に天輪瓦夫器製及平源瓦並其爲密製成多錢器事其作はゞ古者古來を倣ふ事頗成成其爲多錢器

改正の内容でございますが、別表第一中「中学校給食審議会委員」を削除いたそうとするものでございます。次に附則でございますが、本条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。以上大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

これより議案第三十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

（議長（赤星行夫君） 従員諸なしと認めます。よって議案第三十九号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午後 六時 十五分 休憩

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松山議員の質問に対する保留答弁を願います。

企画財政部長野沢久人君。

（企画財政部長野沢久人君登壇）

（企画財政音長（野沢久人君））
先ほど松山議員さんの御質問に対して答弁できませんで、まことに申し訳
ございません。

先ほどの御質問でございますけれども、固定資産税の評価替えによるアップ分が都市計画税にどのくらいの額としてはねかえってくるかという御質問でございました。土地の分でございますので、約一千八百万円というふうに計算ができますので、御答弁させていただきます。

○議長（赤星行人君） この際、瑞穂斎場組合議会議員の選挙ほか五件を日程に追加し、議題とすることにいたします。

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって瑞穂斎場組合議会議員の選挙ほか五件を日程に追加し、議題とすることにいたします。

○議長（赤星行人君） 追加日程第一 瑞穂斎場組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしただいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

○瑞穂斎場組合議会議員に在原 博君、遠藤洋一君、東田正治君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました在原 博君、遠藤洋一君、東田正治君を瑞穂斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました在原 博君、遠藤洋一君、東田正治君が瑞穂斎場組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（赤星行人君） 追加日程第二 西多摩農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにしただいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

西多摩農業共済組合議会議員に田村正秋君、山下 進君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました田村正秋君、山下 進君を西多摩農業共済組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました田村正秋君、山下 進君が西多摩農業共済組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（赤星行人君） 追加日程第三 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百八十条第二項の規定により指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにししたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。青梅、羽村、福生地区都市下水路組合議会議員に井上寅吉君、齋藤 巽君、松山 清君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました井上寅吉君、齋藤 巽君、松山 清君を青梅、羽村、福生地区都市下水路組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました井上寅吉君、齋藤 巽君、松山 清君が青梅、羽村、福生地区都市下水路組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（赤星行人君） 追加日程第四 西多摩衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百八十条第二項の規定により指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにししたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 西多摩衛生組合議会議員に赤星行人君、仲村清信君、指田保雄君を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました赤星行人君、仲村清信君、指田保雄君を西多摩衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました赤星行人君、仲村清信君、指田保雄君が西多摩衛生組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 追加日程第五 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百八十条第二項の規定により指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにしたと思いますが、御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に仲村清信君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました仲村清信君を東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました仲村清信君が東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

[illegible]

○議長（赤星行人君） 追加日程第六 東京都市収益事業組合議会の選挙を行います

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百八十条第二項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）
御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにはしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都市収益事業組合議会议上野重勝君、堀川 實君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました上野重勝君、堀川 實君を東京都市収益事業組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました上野重勝君、堀川 實君が東京都市収益事業組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

[illegible]

○議長（赤星行人君）　暫時休憩いたします。

午後七時一分休憩

[illegible]

午後 七時 四分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

(古谷議事事務局長報告)

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（赤星行人君）　以上で報告は終わりました。

この際新たに提出されました動議一件と、市長からの議案一件についてを日程に追加し、議案とするこ

とに御異議ありませんか。

○議長（赤星行人君）「御異議あり」と呼ぶ者あり

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって本二件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君）追加日程第七 福生市議会運営委員会の設置に関する動議を議題といたします。本件について提出者から発言を願います。

（十六番齋藤 巽君登壇）

○十六番（齋藤 巽君登壇）御指名をいただきましたので、福生市議会運営委員会の設置に関する動議について説明いたします。

本委員会は、議長の諮問機関として皆様方の御協力のもと、委員八名をもって構成するわけでございます。よろしく皆様の御協力をいただきまして設置いたしますよう要望いたしまして、簡単ではございますが、動議といたします。

○議長（赤星行人君）以上で発言は終わりました。これより質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）以上で質疑は終わります。お諮りいたします。

本件は動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって別紙要綱のとおり福生市議会運営委員会を設置することに決定いたしました。お諮りいたします。

ただいま設置されました福生市議会運営委員会委員の選任については、議長において、須釜亮次君、浜中輝夫君、松山 清君、佐藤慶二君、小野沢久君、仲村清信君、齋藤 巽君、東田正治君、以上八名を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よってただいま指名した諸君を福生市議会運営委員会の委員に選任することにいたしました。暫時休憩いたします。

午後 七時 八分 休憩

午後 七時 九分 開議

○議長（赤星行人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（赤星行人君）ここで福生市議会運営委員会の正副委員長の互選結果について報告がまいっておりますので、事務局長から報告いたします。

（古谷議会事務局長報告）

一、福生市議会運営委員会正副委員長の互選結果について（別添参照）

○議長（赤星行人君）ただいま事務局長から報告をされましたとおり、それぞれ就任が決まっております。ここで委員長及び副委員長になられた方々から順次御挨拶を願います。

まず議会運営委員長齋藤 巽君。

（議会運営委員長齋藤 巽君登壇）

○議会運営委員長（齋藤 巽君）このたび福生市議会運営委員会委員長に任命されまして、まことにありがとうございます。小野沢副委員長ともども一生懸命がんばる所存でございます。各委員会の御協力をいただきまして、議会運営が円滑にできますようお願いを申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。